

さいたま市都市計画公聴会（宮前地区） 公述意見に対するさいたま市意見

番号	公述人の氏名	都市計画の種類	意見の要旨	さいたま市意見
1	A 氏	土地区画整理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 産業集積拠点開発に異議を申し立てるものではないが、本事業により環境が著しく破壊されることを心配している。</li> <li>● 住民の憩いの場となる公園を整備してほしい。公園整備にあたっては、木を生かすこと、遊水池の有効利用といった、住民の意見・要望を参考にしてほしい。</li> <li>● 宮前川に遊歩道を整備してほしい。</li> <li>● 宮前団地方面より西大宮駅へ行く時の道路を整備してほしい。</li> <li>● 住民の健康被害を起こすような工場の誘致は断固反対である。</li> <li>● 物流基地になった場合、大型車等、車両が増大することが考えられることから、手押し信号の設置を望む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今後、地区内の整備に関する詳細な検討を進めていく中で、周辺地域の環境と調和が図られるよう、土地区画整理組合（以下、組合）及び業務代行者と調整していく。</li> <li>● いただいた意見や要望を事業主体である組合及び業務代行者と共有しつつ、事業推進上、可能な公共施設の配置や整備方法について、各施設管理者との協議を進めていく。</li> <li>● 現時点では、本事業と併せて、宮前川に遊歩道を整備することは、予定していない。</li> <li>● 本地区は、産業集積拠点としての効果を最大限発揮できるよう、地区内に大街区を整備する想定をしていることから、新たな道路整備は予定していない。</li> <li>● 進出する企業について、組合及び業務代行者と調整していく。</li> <li>● 事業推進上、必要となる交通安全対策について、組合及び業務代行者と共に、交通管理者との協議を進めていく。</li> </ul>
2	B 氏	土地区画整理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公園の配置変更を検討いただきたい。</li> <li>● 素案の場所では、利用者のアクセス性や車の騒音、子供の安全面に懸念が生じる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今後、公園や調整池等の整備に関する詳細な検討を進めていく中で、事業推進上、配置可能な場所や整備方法の検討について、土地区画整理組合及び業務代行者と共に、各施設管理者と</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>● 素案で調整池が作られる予定の場所に公園を作ったほうがよい。</li> </ul>	の協議を進めていく。
3	C 氏	土地区画整理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現在の緑地の木々をできるだけ残し、環境保護に十分考慮した計画を進めてほしい。</li> <li>● 工事中、施設整備後に大型車が通行することになると思うが、歩行者や自転車通行が多いので交通安全への配慮をお願いしたい。</li> <li>● 電波塔による電波の影響が心配であることから、公園は別の場所へ変更してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今後、地区内の整備に関する詳細な検討を進めていく中で、周辺地域の環境と調和が図られるよう、土地区画整理組合（以下、組合）及び業務代行者と調整していく。</li> <li>● 今後、公園の整備に関する詳細な検討を進めていく中で、事業推進上、配置可能な場所や整備方法について、組合及び業務代行者と共に、公園管理者との協議を進めていく。</li> <li>● 事業推進上、必要となる交通安全対策等について、組合及び業務代行者と共に、各管理者との協議を進めていく。</li> </ul>
4	D 氏	土地区画整理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 誘致される企業や施設の具体的な内容等について、近隣住民への事前説明が行われるよう市として明確にしてほしい。施設の内容によっては、容認できない場合もあり、その場合の意見の提出先・提出方法も明確にしてほしい。</li> <li>● 候補地の中を南北に走る県道 165 号の交通規制の変更とそれに伴う安全対策について適切に対応されることを強く望む。特に、地区北端の横断歩道は小学生、幼稚園児などが通行することから、信号機設置を強く求める。また、通勤通学の時間帯は交通量も多いことから、候補地への車両の進入箇所は限定的にする必要が</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今後、進出される企業に対し、地元の方々への説明会等を適宜開催するよう調整していく。</li> <li>● 事業推進上、必要となる交通安全対策について、土地区画整理組合（以下、組合）や業務代行者と共に、交通管理者との協議を進めていく。また、車両の進入箇所等については、進出される企業に対し、個別の開発協議を実施する中で、適切に指導していく。</li> <li>● 今後、公園の整備に関する詳細な検討を進めていく中で、事業推進上、配置可能な場所や整備方法について、組合及び業務代行者と共に、協議を進めていく。</li> <li>● 本地区は、産業集積拠点としての効果を最大限発揮できるよう、地区内に大街区を整備する想定をしていることから、新た</li> </ul>

			<p>ある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公園について、電波塔の電磁波の影響が懸念されるとともに、住民が利用しやすいようアクセス性の改善を検討してほしい。また、整備にあたっては現存の樹木を活用したものとしていただきたい。</li> <li>● 地区外の住宅地から事業地を通り、駅等のある西へ向かうための道路整備を希望する。</li> <li>● 調整池について、これまで地下に浸透していた雨水が、産業施設の建設により浸透しなくなつた場合、調整池で貯うことができるかどうか懸念される。また、通常時は運動場などとして活用できることを希望する。</li> </ul>	<p>な道路整備は予定していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 今後、調整池の整備に関する詳細な検討を進めていく中で、事業推進上、配置可能な場所や整備方法の検討について、組合及び業務代行者と共に、施設管理者や放流先の河川管理者との協議を進めていく。</li> </ul>
5	D 氏	区域区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業予定地と宮前町の住宅地との間の市街化調整区域について、緑地として保全するという方向を市として示してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本市では、市街地の拡大を抑制しつつ、河川や緑地等の豊かな自然環境の保全・活用に取り組むことで、市街地と自然環境がバランスよく配置された都市構造を維持していくこととしている。</li> <li>● ご意見をいただきました区域について、市街化調整区域は「市街化を抑制する区域」という基本的な考え方のもと、引き続き都市的 土地利用を抑制していく。</li> </ul>
6	D 氏	用途地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 産業集積拠点と住宅地が近距離であることから、騒音や粉塵などの影響がある場合は防音壁</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 騒音や粉塵などの規制に係る関係法令の順守はもちろんのこと、周辺の住環境への配慮について、土地区画整理事業の施行</li> </ul>

			<p>や防塵壁などの設置は必須である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 緩衝帯として植樹などを行う必要があると考える。</li> </ul>	<p>者である土地区画整理組合・業務代行者や、立地企業への適切な指導や調整を行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● また、地区計画の土地利用の方針において、「緑地や緩衝帯の適切な配置等、周辺環境に配慮する」と示す予定である。同方針に基づき、関係法令に基づく緑化は周辺の住環境に配慮したものになるよう、土地区画整理事業の施行者である土地区画整理組合・業務代行者や、立地企業への適切な指導や調整を行っていく。</li> </ul>
7	E 氏	土地区画整理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本計画では、国道 16 号と JR 川越線との間に土地利用計画が不明な市街化調整区域が残されることとなるが、この部分も土地区画整理事業の区域に加えて、一体的な開発として適切な土地利用・交通体系を誘導する方策を考えることが望まれる。</li> <li>● さいたま市が、事業者と地域住民の間に立った十分な調整、住民への情報公開を行うよう強く要望する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本地区は、本市における産業集積拠点の位置付けを基に、計画的な面整備を進めており、国道 16 号及び JR 川越線との間に存する土地については、地形上、産業集積の場所として、適地でないため、本事業と併せた整備は予定していない。</li> <li>● いただいた意見や要望を事業主体である土地区画整理組合及び業務代行者と共有しつつ、事業推進上、可能な公共施設の配置や整備方法について、各施設管理者との協議を進めていく。加えて、進出される企業に対し、地元の方々への説明会等を適宜開催するよう調整していく。</li> </ul>
8	E 氏	区域区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国道 16 号線と JR 川越線の間の市街化調整区域が残るのは望ましくないのではないか。市街地の連続性を考慮した区域区分の設定を考えるべきであり、一部の開発事業のみを優先しているようにしか見えない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市街化調整区域は「市街化を抑制する区域」であり、工業系の市街化編入については、「本市の経済活性化に資するもので、市街化区域での一団の用地確保が困難である場合に、市街地開発事業等の実施により計画的な都市基盤整備が確実に行われる区域」に限るとしている。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域住民に丁寧に情報を提供し、権利や意見を述べる場を市として責任を持って市民に示していくべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今回の区域区分の変更は、この方針のもと、産業集積拠点の整備を目的とした土地区画整理事業の区域を対象とするものである。ご意見をいただいた、国道16号とJR川越線の間の市街化調整区域については、本市における市街化編入の考え方と合致しないことから、市街化編入は行わないこととしている。</li> <li>● 今回の都市計画変更について、今後都市計画法第17条の手続きにおいて市民の方々から意見書の提出を受け付ける機会がある。同手続きについては、市報や市ホームページなどにより丁寧に市民への周知を図る。</li> </ul>	
9	E 氏	用途地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今回指定される予定の工業地域では、建築物の形態規制としての制限が緩く、日影規制もないことから、巨大な倉庫が建築されることも十分想定される。</li> <li>● 高度地区制度や地区計画制度を積極的に利用して既存住宅地への影響を抑える方策を検討してもらいたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 用途地域と併せて宮前地区に新たに定める地区計画の土地利用の方針において、「緑地や緩衝帯の適切な配置等、周辺環境に配慮する」と示すとともに、建築物の壁面の位置が道路境界線から2m以上となるよう制限をする予定である。地区計画に基づき、周辺の住環境に配慮した計画となるよう、土地区画整理事業の施行者である土地区画整理組合・業務代行者や、立地企業への適切な指導や調整を行っていく。</li> <li>● また、本市では、住居系用途地域を対象に高度地区を指定する方針としており、工業地域を予定している宮前地区については高度地区を指定しない方針としている。</li> </ul>
10	F 氏	土地区画整理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県道大谷本郷さいたま線について、ハンプの設置など通過車両の速度を落とさせる措置をお</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業推進上、必要となる交通安全対策について、土地区画整理組合（以下、組合）及び業務代行者と共に、交通管理者との協</li> </ul>

		<p>願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 調整池について、平時は公園として利用できるようにするとともに、調整池と公園間を行き来できるような宮前川沿いの遊歩道の設置を検討頂きたい。</li><li>● 宮前川の管理は都市計画の所管ではないかもしれないが、都市計画部局、産業部局、河川部局が部署間の連携を図り、事業効果を高める計画にしてほしい。</li></ul>	<p>議を進めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 今後、公園や調整池等の整備に関する詳細な検討を進めていく中で、組合及び業務代行者と共に、将来管理者となる所管課との協議を進めていく。なお、現時点では、宮前川沿いの遊歩道について、本事業と併せた整備は、予定していない。</li><li>● 事業推進上、必要となる雨水排水対策について、組合及び業務代行者と共に、河川管理者との協議を進めていく。</li></ul>
--	--	---	--